

土壤汚染調査

土壤汚染対策法が変わりました！重金属土壤の対策は設計上の大きな要素です

→ 改正土壤汚染対策法（平成31年4月1日施行）

- ・土壤汚染の状況を適切に把握しなければなりません！
- ・土壤汚染による人の健康被害を防止しなければなりません！

→ 改正土壤汚染対策法における土木工事の留意点

- ・実際に土地改変（同一の事業における切土、盛土、仮設ヤードを含む）を行う面積の合計が3000m²以上となる場合は土壤汚染状況調査が必要です。
- ・自然的原因により重金属を含む土壤についても調査対策が必要です。
- ・残土の処理費用は工法比較の大きな要素になります。
- ・上記3000m²以上の土地の形質変更に伴う調査を「法第四条調査」と言います

→ 土壤汚染状況調査は「指定調査機関」が従事します

土壤汚染対策法では資格を有する「指定調査機関」が土壤汚染状況調査に従事しなければなりません。弊社は指定調査機関に登録されています(2003-01000-1006)。

→ 土壤汚染には酸性水による汚染もあります

汚染対策法には規定されておりませんが、土地の形質変更により硫酸酸性土壤が地表に露出すると酸性水が発生し、周辺の水質を汚染するとともに、重金属を多量に溶かし出し大きな影響を及ぼします。また、酸性水はコンクリートを容易く劣化させる性質があり、土木構造物の天敵となります。



酸性硫酸塩土壤により酸性水が発生した例。湧出する地下水はpH3！

→ 汚染土壤対策費用の例

法第22条による汚染土壤処理業者に処理を委託

- ・北海道内では旭川の1業者のみ（第2溶出量基準以下の土壤に限定）
 - ・第2溶出量基準超過の場合、本州の処分場へ搬出
- 処理費：1m³当たり4万円程度

セメント工場で処理し再利用も可能

- （第2溶出量基準以下の土壤に限定・水銀が第1溶出量基準超過する場合は不可）

処理費：1m³当たり2.5万円程度

◎法第四条調査の流れ

